

行政書士登録手続のご案内

山口県行政書士会
山口市惣太夫町2番2号
TEL 083-924-5059

行政書士登録をされる方で山口県内に事務所を設けられる方は、山口県行政書士会（事務局）に、登録申請者本人が、以下の登録申請に必要な書類と諸費用を持参して、手続きを行ってください。

※ 申請手続きにお越しの際は、事前に事務局にご連絡をお願いいたします。

登録申請に必要な書類等（各1部）

※ 1・2・6①は日本行政書士会連合会 HP からダウンロード可能です。

1. 登録申請書（登録免許税 30,000 円の印紙を貼付、消印無効）

①本籍地・住所・事務所の所在地は証明書と同じように記入（○丁目○番○号・△△△番地）

・自宅住所情報：ローマ数字の使用は不可とし、必ず算用数字を記載・入力ください。

（例）「AマンションI号館」ではなく「Aマンション1号館」と記載・入力する。

②行政書士以外の類似資格については、開業されている場合のみ記入し、証明書等の写しを添付

2. 履歴書（写真 3 cm×2.5 cmを貼付）

3. 特定個人情報

マイナンバーカードの写し（表・裏両方必要）

※マイナンバーカードの写しに代え、個人番号が記載されている住民票の写しまたは個人番号が記載されている個人番号通知カードの写し（記載事項に変更がない場合）と本人確認のできる運転免許証（運転経歴証明書）、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、在留カード、特別永住者証明書のいずれか一点の写し計2種類の書類でも可。

【注意事項】

- ・中身が透けない素材の定型郵便（長3）以上の大きさの封筒に上記写しを厳封。
- ・特定個人情報以外のものは封入禁止。（特定個人情報以外のものが封入されていた場合は、使用後に特定個人情報を廃棄するタイミングにて原則全て廃棄します。（返却不可）
- ・封筒に単位会名（山口県行政書士会）・申請者氏名を記載。

4. 行政書士となる資格を有する証明書類（いずれか1部）

①行政書士試験合格者の方：合格証の写し（原本を確認しますのでご持参ください）

②弁護士、弁理士、公認会計士、税理士いずれかの資格登録の方：登録事項証明書（原本）

③行政事務を担当していた方：公務員職歴証明書（所属行政機関の証明）

（②、③については、申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

5. 誓約書

- ①日本行政書士会連合会長に対する誓約
- ②山口県行政書士会に対する誓約

6. 承諾書（山口県行政書士政治連盟に対する承諾）

7. 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者である旨」の証明を受けたもの
（申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

8. 事務所の位置図

9. 使用承諾書（事務所が賃貸の場合に必要な・別の事務所の使用权を確認できる書類等でも可）

10. 写真（3 cm×2.5 cm 2枚・裏面に氏名、撮影年月日を記入）※履歴書貼付分を除く。

11. 諸費用

①登録申請時

- ・登録手数料 25,000円
- ・入会金 200,000円

②登録決定後

- ・本会会費（年額） 62,400円
（【前期】4～9月分（4/25払）【後期】10～翌3月分（10/25払）の2回分割で納入）
- ・政治連盟会費（年額） 3,600円（4月一括納入）
- ・物品代
 - 行政書士徽章（1個） 5,500円
 - 領収証（1冊） 600円
 - 事件簿（1冊） 600円

場合により必要な書類

- a) 学歴証明書（学歴が高卒以上で行政事務歴が17年以上20年未満の場合）
- b) 懲戒免職処分を受けていない旨を証明する証明書（公務員歴があり、退職後3年を経過しない場合）
- c) 共同・合同事務所届出
 - 共同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合
 - 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
- d) 誓約書（[法人等に勤務しており事務所は別の場所に設ける場合] / [法人等の事務所内に事務所を設ける場合]）
- e) 戸籍抄本（[職務上、旧姓の使用を希望する場合] / [婚姻等の理由により行政書士試験合格時から氏名若しくは、氏名の変更があった場合]）

※上記の他、日行連が必要と認めた場合には提出を求めることがあります。

収入印紙
- 3万円 -
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

様式第1号 (第2条関係)

行政書士登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

氏 名

印

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		性別	男 ・ 女				
氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				
属 性	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人						
本 籍							
住 所	(〒 -)	TEL	()				
事務所の名称	※1 (法人番号:)						
事務所の所在地	(〒 -)	TEL	()				
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -)	TEL	()				
資 格	行政書士試験合格	都道府県	年度 第 号				
	その他資格	<input type="checkbox"/> 行政書士法第2条第 号該当 <input type="checkbox"/> 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有 ・ 無		過去の特定行政書士付記	有 ・ 無			

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。

※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。

注1: 未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。

注2: 現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。(2カ所に割印して提出すること。)

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第2条の2第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			

決裁	会 長	副会長	委員長	委 員		
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員	

受付番号 ()

~			
~			
~			
~			
~			
~			

行政書士事務所	
所在地	市区町村名のみ [事務所から自宅までの所要時間(利用交通手段は不問) 約 分]
形態	1. 自宅兼事務所 2. 自宅以外の独立事務所 3. 共同・合同事務所 4. 法人内事務所 注) 合同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
使用権	1. 自己所有 2. 親族所有 3. 賃貸借契約 4. 使用貸借契約
行政書士業務の遂行について	
行政書士法第6条の2第2項第1号には該当せず、行政書士の業務を行うことに支障ありません。	
上記のとおり相違ありません。	
令和 年 月 日	
氏名	印
注) 提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。	

※申請書類に重大な偽りの記載をした場合は、登録を取り消されることがあるので注意すること。

(行政書士会) 受付欄

楷書で丁寧に。
氏名・生年月日は本籍地で
取得する身分証明書のとおり。
ふりがなも忘れずに記入。

履歴書用（行政書士証票用ともに）
写真は正面、無帽、上三分身、無背景
（3×2.5cm）提出の日3か月以内に撮影したもの。
裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの。

履 歴

ふりがな ぎょうせい はなこ
氏 名 **行政 花子**

注) 楷書体でくずさずに正確に書くこと。

大正 昭和 平成
30 年 12 月 1 日生 (64) 歳 男 ・ 女



現住所 **東京都港区虎ノ門四丁目1番28号**

注) 都道府県名から書くこと。

性別・現住所は住民票のとおり省略せず、提出日の年齢を記入。

学 歴 ・ 職 歴

注) 学校教育法及び教育基本法に定める義務教育修了以降現在まで、無職や休職の期間も記載し、現在の状況まで明確になるよう中断なく記載すること。

年 ~ 年	月 月	官公署、会社、団体等 主な職務内容	所在地 (都道府県・市区町村名)
昭和 45	4	〇〇高校 入学	東京都港区
~ 48	3	卒業	
昭和 48	4	〇〇大学 入学	東京都千代田区
~ 48	8	〇〇大学 中途退学	
48	9	専門学校入学準備のため無職	
~ 49	3		
49	4	〇〇専門学校入学	東京都中野区
~ 51	3	〇〇専門学校 卒業	
51	4	〇〇接骨院 勤務	東京都中野区
~平成22	9	柔道整体師として施術	
22	10	求職中のため無職	
~ 24	3		
24	4	〇〇商会 勤務	神奈川県横浜市
~ 26	7	ガス機器販売営業および事務所での出納事務	
26	8	行政書士登録に向けた準備期間のため無職	
~ 27	11		
27	12	アルバイト従事	神奈川県横浜市
~ 29	8	飲食店勤務	
29	9	海外（アメリカ）への短期留学	アメリカ合衆国 ニューヨーク州
~ 30	1		
30	4	司法書士登録、〇〇司法書士事務所 勤務	東京都港区
~		司法書士業務等 現在に至る	

学校教育法及び学校教育基本法に定める義務教育修了以降、現在まで無職や休職の期間、中途退学や専修学校等に通学した経歴も記入。

上段には所属会社等、下段は担当した主な職務内容を記入すること。

最後には「現在に至る」等と記入し提出時までの職歴のすべてであることが確認できるようにすること。

~			
~			
~			
~			

個人開業の方は設置予定の事務所、行政書士法人の社員となる方は常駐する事務所、使用人行政書士となる方は主として勤務する事務所について記入。

事務所から自宅までの所要時間を記入。

行政書士事務所

所在地	区町村名のみ 東京都港区	[事務所から自宅までの所要時間(利用交通手段は不問) 約 0 分]
形態	<input checked="" type="radio"/> 1. 自宅兼事務所 2. 自宅以外の独立事務所 3. 共同・合同事務所 4. 法人内事務所 <small>注) 共同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合</small>	
使用権	<input checked="" type="radio"/> 1. 自己所有 2. 親族所有 3. 賃貸借契約 4. 使用貸借契約	

他士業者もしくは行政書士と同じ部屋で業を行う場合、併せて「共同合同事務所届」も提出すること。

行政書士業務の遂行について

行政書士法第6条の2第2項第1号には該当せず、行政書士の業務を行うことに支障ありません。

上記のとおり相違ありません。

令和 元 年 12 月 16 日

氏 名

行政 花子

花行
子政

必ず「直筆署名」すること。
パソコンで記名したもの、直筆だがコピーの場合などは書き直しをお願いします。
また、申請書と同一の印を押印すること。

注) 提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。

※申請書類に重大な偽りの記載をした場合は、登録を取り消されることがあるので注意すること。

予定する事務所に該当する形態及び使用権に○をすること。
なお、法律上、自身の事務所を保有しない「行政書士の社員」
又は「使用人行政書士」の場合、所在地のみ記入すること。



誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

住 所

事務所所在地

(予 定)

氏 名

(自 署)

㊦

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第 2 条の 2 に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第 7 4 条の 3 に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第 2 条第 3 号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》 行 政 書 士 法

(欠格事由)

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に刑に処せられた者については 2 年）を経過しない者
- 四 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 五 第 6 条の 5 第 1 項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 六 第 14 条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- 八 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条第 1 項の規定により同法第 44 条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から 3 年を経過しないもの

別紙（第6条の2第2項関係）

令和 年 月 日

山口県行政書士会

会長 殿

氏 名 ⑩

誓 約 書

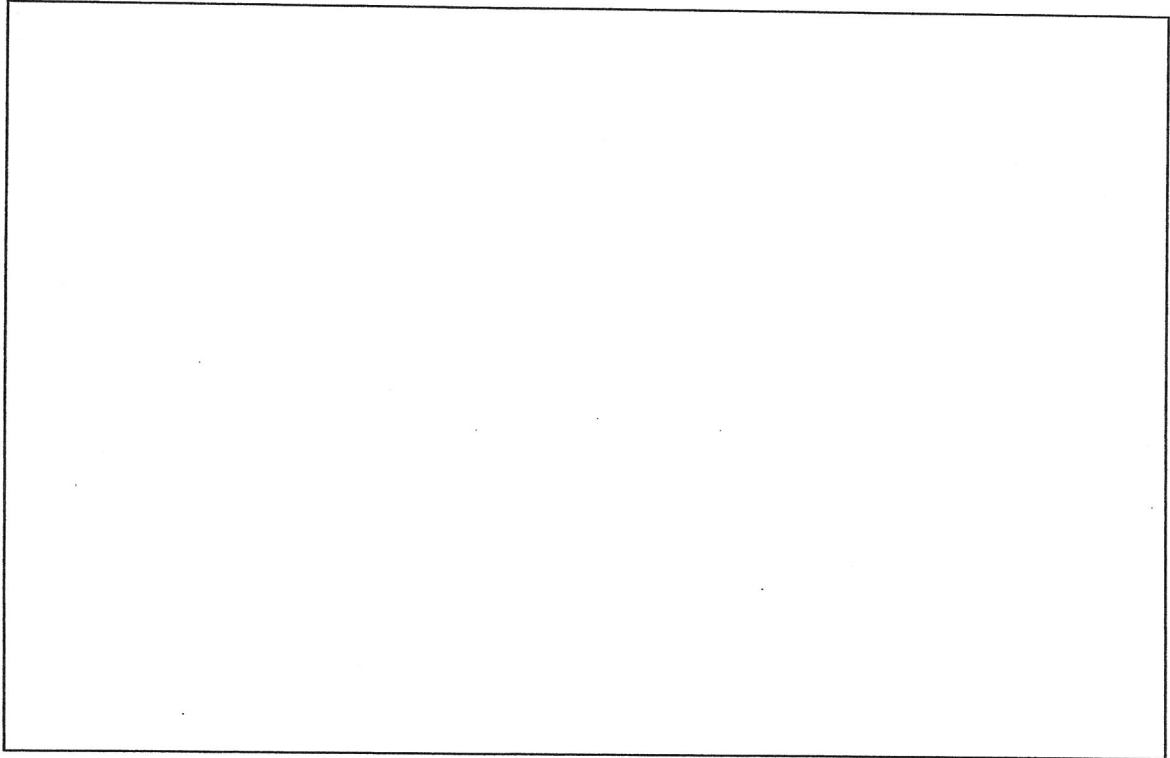
私は、山口県行政書士会に入会するにあたり、法及び山口県行政書士会会則並びに諸規定を遵守することをここに誓約するとともに、これらに違反があったときは、法及び山口県行政書士会会則に基づく厳正な処分を受けても異議はありません。

特に、山口県行政書士会会則第9条に定める会費を滞納し、同会則第56条の規定による処分がなされたときは直ちにこれに応じます。

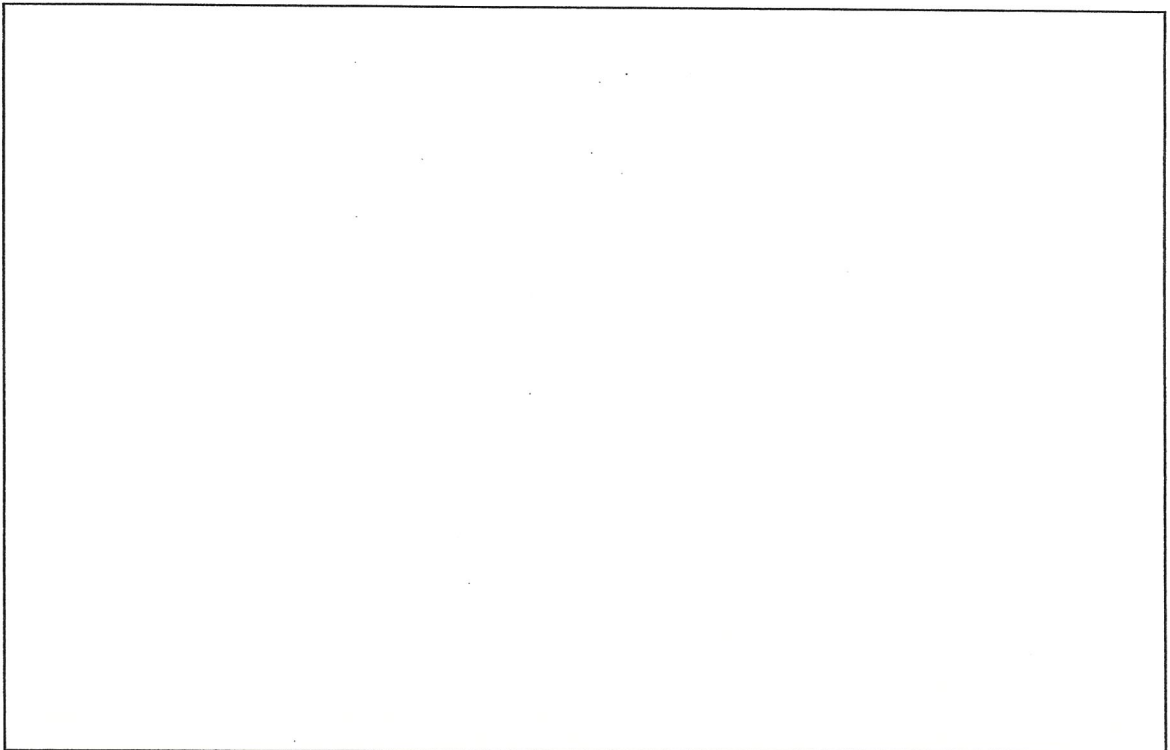
事務所の位置図・平面図

位置図

氏名



平面図（事務所内）



使用承諾書

私（当社）が所有（使用）する下記の建物を、あなたが行政書士の業務を行う事務所として、使用することを承諾します。

記

1. 建物の表示 所在
構造
床面積

2. 使用期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

年 月 日

承諾者 住所

氏名



(所有者又は賃借人)
(法人の場合は代表者名)

使用者 住所

氏名

殿

承 諾 書

山口県行政書士会入会后同会を退会するまで、山口県行政書士政治連盟会員となることを承諾します。

令和 年 月 日

氏 名

印

山口県行政書士政治連盟会長 様